

# 出展規約

## 1 出展申込方法

出展希望者は出展申込書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、事務局宛てに郵送かファクスにより提出してください。

〈出展申込書送付先〉

テレビ大阪 事業局「幸せのキルト展&手芸マーケット」事務局  
〒540-8519 大阪市中央区大手前1-2-18  
TEL 06-6947-1912 FAX 06-6947-1941

## 2 共同出展者の取り扱い

2つ以上の企業・団体が共同出展をする場合は、原則として1つの企業・団体が代表して出展申込を行い、出展料金などの請求をはじめとする事務局からの連絡は、すべて代表申込者の実務担当者へのみ行うものとします。

共同出展を行う企業・団体名は、申込時に事務局に通知してください。その通知がない場合、主催者が制作する印刷物等に名称が掲載されない場合があります。

## 3 出展申込の契約

出展申込者(以下、出展者)が事務局の定める手続きを行い、出展申し込み(出展申込書の郵送、ファクス送信などの手段により提出)を事務局が受領した時点で出展申込の契約成立とします。

ただし、その出展者が出展資格を持たない、また出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わないと事務局が判断した場合は、出展を拒否することがあります。

## 4 出展申込締切

平成28年8月24日(水)

ただし、上記締切以前であっても、出展申込が予定小間数に達した場合、申し込みを締め切る場合があります。

## 5 出展料金の納入

事務局が出展申込書を受領後、出展料金の請求書を発行・送付しますので、記入された期日までに消費税込の合計金額を指定口座にお振込ください。期日までに出展料の入金がない場合は出展取消とさせていただきます。以降、本イベントにはご出展いただけなくなります。この場合も出展者は規定の解約料を支払う義務を負うものとします。なお、出展料金を含め、本展示会に関する全ての請求にかかる振込手数料は、出展者が負担するものとします。

## 6 出展申込の解約

6-1 出展申込契約成立後に、申込の解約または申込内容の変更(申込小間数の削減など)は原則として受け付けません。ただし、主催者がやむを得ないと判断した場合は認めることがあります。この場合、以下の基準で解約料が発生します。

書面による解約および変更通知を受理した日	解約料
平成28年8月24日 以前	出展料金(消費税込合計金額)の50%
平成28年8月25日 以降	出展料金(消費税込合計金額)の100%

6-2 解約料金は、解約決定後、直ちに支払うものとします。

## 7 主催者による出展申込契約の取り消し

7-1 主催者は、出展者が下記の場合に該当するとき、出展申込の契約を取り消すことができます。

7-1-1 出展者および共同出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等(以下、総称として「反社会的勢力」)と判明した場合

7-1-2 出展内容が展示会開催主旨・目的に沿わない場合

7-1-3 その他、出展が著しく不相応と認められる場合

7-2 前項にて出展申込契約が取り消された場合でも、出展者は事務局に出展料金(消費税込合計金額)を支払い、割り当てていた出展小間は、事務局によって適切な方法で使用できるものとします。

## 8 出展小間位置の決定

出展小間位置の割り当ては、出展内容、規模、小間数、入金順、会場の構成等を勘案したうえで、主催者にて決定するものとします。また、主催者は、展示効果向上や来場者動線、消防等関係法令などと照合し、円滑かつ安全な運営上必要と判断した場合には、出展小間位置の変更をする場合があります。出展者は、小間位置に対する苦情の申し出をすることはできません。

## 9 小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互において交換することはできません。

## 10 出展小間の引き渡し・小間装飾

出展小間は1小間あたりグループサークル:20.25㎡(間口4.5m×奥行4.5m)/マーケット:9㎡(間口3m×奥行3m)とします。隣接する出展者がある場合は、壁面パネルを設置した状態で引き渡すこととします。ただし、角小間の場合は、通路面にパネルを設置しません。上記に定めた内容以外に装飾をする場合は、別に定める装飾規程(平成28年10月中旬発表予定)に沿って小間装飾を行うものとします。

## 11 出展物および展示装飾に関する規制

11-1 主催者は、出展者が出展申込書の出展内容欄に記載した内容、または、出展小間内に設置された展示物や装飾物等について、展示会開催主旨・目的に沿わないと判断した場合、それらを出展者に撤去させたり、出展を拒否できるものとします。なお、その場合、主催者は、撤去費用の負担や出展料金の返金について、一切の責任を負いません。

11-2 展示装飾について、近隣小間の出展者から苦情が出たとき、主催者が展示会を運営する立場からその装飾内容を変更する必要があると判断した場合、該当する出展者はその装飾内容を変更しなければなりません。また、その場合に発生する費用等は変更を要請された出展者が負担するものとします。

## 12 展示物等の管理と免責

出展者は、搬入から会期、搬出の全期間中、責任をもって出展スペース内に常駐し、展示物の保護、維持管理や来場者への対応にあたるものとします。主催者は警備員を配置するなどして会場全体の管理・保全にあたりますが、出展小間内に設置されている展示物等への天災、不可抗力、盗難、紛失などの原因により生じる損失または損害について、その責任を負わないものとします。

## 13 ゴミ処理

会期中及び搬入出、撤去の際に出たゴミ等は必ず持ち帰って下さい。撤去後に小間内に残されたものがある場合、主催者は任意に破棄することができ、費用は出展者に請求します。

## 14 損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意、その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は保険に加入するなど、十分な対策を講じてください。

## 15 展示会開催の変更・中止

14-1 主催者および事務局は、天災、その他の不可抗力により会期・会場を変更、展示会規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者および事務局は、これによって生じた損害の補償や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する責任を負わないものとします。なお、展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金より既発生費用を控除した残額の一部を返金します。

14-2 出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取消すことはできません。

## 16 出展規程等の遵守

出展者は、主催者が定める出展規程や装飾規程、展示会運営方法(以下、規程等)を遵守し、他の出展者の妨げにならないように展示を行わなければならないものとします。主催者は規程等を違反した出展者に対して、その是正と、場合により撤去を命じることができるものとします。

また、出展者は、会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項も遵守しなければなりません。